

三種町産業振興促進計画

令和2年2月12日作成
秋田県山本郡三種町

1. 計画策定の趣旨

平成18年3月20日に3町（八竜町、山本町、琴丘町）が合併して誕生した三種町は、秋田県の北西部、山本郡の南端に位置し、東部の出羽丘陵から西部の平坦地までゆるやかに傾斜した地形で、西部は耕地や住宅地となっています。

町の人口は、平成27年国勢調査では17,078人で、平成17年国勢調査20,438人と比較すると16.4%の減少率となっています。年齢構成については、年少人口及び生産年齢人口率の割合が減少、老年人口の割合が高くなっており、少子高齢化が進行しています。これは出生数の減少と町外への人口流出が主な原因となっています。国立社会保障・人口問題研究所による推計では、これまでの推移が今後一層拡大されていくものとされています。

人口・世帯数 ※三種町全体 (人・%・世帯)

年	人口	0～14歳		15～64歳		65歳以上		世帯数
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
平成17年	20,438	2,355	11.5	11,842	58.0	6,241	30.5	6,358
平成22年	18,876	1,811	9.6	10,529	55.8	6,536	34.6	6,294
平成27年	17,078	1,453	8.5	8,857	51.9	6,766	39.6	6,010

(国勢調査)

町の産業は、稲作を中心とする農業が主体ですが、就業状況をみると、第1・2次産業は減少してきており、第3次産業の構成割合が大きくなってきています。

これは、第1次産業では農家数の減少に伴う農業従事者の減少や、後継者の減少によるものであり、第2次産業では建設業における事業者数の減少や規模縮小により従事者数が減少したことによるためであり、第3次産業においては、福祉・介護事業所の増加によりサービス業への就業者が増加している状況によるものです。

今後も少子高齢化の進行が予測され、町全体として就業者数が減少していくことにより、地域経済の活力の低下が懸念されているところです。

就業者数 ※三種町全体 (人・%)

年	就業者数	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
平成17年	10,233	2,271	22.2	3,033	29.6	4,929	48.2
平成22年	8,906	1,828	20.5	2,338	26.3	4,740	53.2
平成27年	8,266	1,665	20.1	2,120	25.7	4,481	54.2

(国勢調査)

産業の振興は、町民生活の豊かさを高め、町の活気と発展を支える基盤となると同時に、若年者などの定住を促進する上でも重要であり、そのため地域資源を活かした産業の活性化でまちづくりを進めるとともに、新たな産業の振興や起業の促進を図ることを目的に、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、三種町産業振興促進計画（平成27年度～平成31年度。以下「前計画」という。）を策定しました。

前計画期間内の目標値及び実績値

業 種	目 標 値		実 績 値 (※)	
	設備投資件数	新規雇用者数	設備投資件数	新規雇用者数
旅館業	1件	2人	0件	0人
農林水産物等販売業	1件	2人	0件	0人
製造業	1件	2人	9件	14人
情報サービス業	1件	2人	0件	0人

(※実績値は「地域雇用創出推進事業（町単）」の申請実績から引用)

前計画期間内においては、製造業で目標値を上回る実績がありましたが、少額の設備投資であり、半島税制によるものではありませんでした。

これは、地域経済の体力低下による設備投資の減少はもとより、半島税制の周知不足も原因のひとつと思われます。

今後は、半島税制の周知に努めることにより、第1次産業から第3次産業にわたって相乗効果のある活力ある地域産業づくりを行うことを目的に、前計画の期限到来に伴い、新たに計画を策定するものです。

2. 計画区域

本計画の対象となる区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された男鹿半島地域内における三種町（旧八竜町地域に限る。）とします。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。ただし、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

計画区域における産業の現状及び課題については次のとおりです。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

農林水産業の現状は、農業が基幹産業であり、稲作を中心に、じゅんさいやメロン、アスパラガスなど複合栽培による経営により地域経済を支えてきました。また、安心・安全で信頼のおける農産物を直接消費者に販売するため、域内2カ所で産直施設が運営されています。

しかしながら、価格の低迷による所得の減少、従事者の高齢化・後継者不足など、農業を取り巻く環境は厳しさを増してきています。そのため、後継者の育成、特産農産物のPRなどが必要となっています。

農家（販売農家）の状況 ※三種町全体 (戸・人)

年	農家数				農業 就業者数
	総数	専業	第1種兼業	第2種兼業	
平成17年	2,084	316	434	1,334	3,105
平成22年	1,661	398	340	923	2,664
平成27年	1,328	425	248	655	1,922

(農業センサス)

(2) 商工業（製造業を含む）

商業は、町内及び町の近隣に大・中規模の商業施設が進出したことや、消費者ニーズの多様化、高速道路などの道路整備により市部へ購買力が流出しており、既存の商店は減少し空き店舗が増加しているなど、商業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっています。

工業は、製造業を中心とした企業が工業団地や団地外に点在していますが、事業所数は減少してきており、また既存の事業所の経営はいずれも厳しい状況にあります。

町では、地域雇用創出推進事業により、関係事業所に対し助成を行っていますが、今後は更なるPRにより、事業の拡大や雇用創出を図る必要があります。

商業の推移 ※三種町全体 (店・人・万円)

年	商店数	従業員数	年間販売額
平成20年	225	986	1,312,038
平成24年	163	717	1,175,000
平成28年	151	720	1,240,000

(商業統計)

工業の推移 ※三種町全体 (箇所・人・万円)

年	事業所数	従業員数	製造品出荷額
平成17年	47	1,023	1,008,777
平成23年	33	737	702,400
平成29年	29	641	739,281

(工業統計)

(3) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

情報サービス業に関連する事業所は1カ所のみですが、全域で高度情報通信網が整備され高速ブロードバンドが利用できる状況にあることから、起業支援等により新たな産業進出の促進を図る必要があります。

(4) 観光サービス業（旅館業を含む）

町には、域内の砂丘温泉、釜谷浜海水浴場や域外の森岳温泉郷、房住山といった恵まれた自然資源があり、これらを活用したサンドクラフトをはじめとした様々なイベントを開催し観光振興を図っていますが、観光ニーズの多様化や少人数旅行の増加などにより観光客は減少傾向にあり、宿泊施設や温泉施設などでは経営の厳しさが増えています。

また、域内の宿泊施設は砂丘温泉のみであるため、域外に点在しているホテルや旅館、民宿などから町内全域を周遊してもらえるようにするなど、PRに努める必要があります。

観光客数（宿泊・日帰り） ※三種町全体 (人)

年	宿泊客数	日帰り客数	計
平成 28 年	18,385	890,133	908,518
平成 30 年	19,398	809,798	829,196

(町商工観光交流課調べ)

5. 産業の振興の対象とする事業が属する業種

製造業

旅館業

農林水産物等販売業

情報サービス業等

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

本町の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進します。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

取組事業	説明
農産物高付加価値化支援事業	メロンや果樹生産の維持・拡大を図るため、種子助成等の支援を行います。
新規就農者支援事業	就農を志す者への支援により、新規就農者の増加を図ります。
農産物の販路拡大・PR	農産物の販促活動やPR活動を行います。

実施主体・主な役割	
町	農産物高付加価値化支援事業の実施 新規就農者支援事業の実施
農業協同組合	農産物の都市圏への販促活動 農家への営農指導、経営支援等
観光協会	イベント等での農産物PR活動

(2) 商工業（製造業を含む）

取組事業	説明
中小企業の経営支援	中小企業、小規模経営者に融資の斡旋を行い、またその利子補給を行います。
地域雇用創出推進事業	多様な雇用を創出するため、以下のメニューにより事業所へ助成します。 <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用奨励 ・店舗等増改築 ・機械設備投資 等
地域振興商品券発行	地域での消費拡大を目的に地域振興商品券を発行します。

実施主体・主な役割	
町	中小企業の経営支援 地域雇用創出推進事業の実施
商工会	町の融資・助成制度の周知 事業所への経営指導・相談 地域振興商品券の発行

(3) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組事業	説明
創業・起業支援事業	起業する個人・事業所に対する助成制度により、多様な雇用創出を図ります。

実施主体・主な役割	
町	創業・起業支援事業の実施 情報インフラ整備の継続的实施

(4) 観光サービス業（旅館業を含む）

取組事業	説明
観光ルートの作成	多様な観光ニーズに対応すべく、町内拠点施設や観光地を結ぶ観光ルートを整備します。
イベントの開催	町内外から集客が見込める大規模イベントを開催します。
観光PRイベントへの参加	首都圏等のPRイベント等に参加し、町の観光をアピールします。
交流人口拡大事業	スポーツ・文化・教育団体が町内で宿泊して実施する合宿等の宿泊費を助成し、宿泊客増加を図ります。

実施主体・主な役割	
町	新たな観光ルートの作成 町最大のイベント「サンドクラフト」の継続実施 交流人口拡大事業
観光協会	観光PRイベントへの人員派遣

(5) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進事業	事業者に対する積極的な制度周知を実施し、設備投資に伴う経済支援を図る。
地方税の不均一課税	計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。

実施主体・主な役割	
町	租税特別措置、地方税の不均一課税の実施 県と共催での事業者向け説明会の実施 Web媒体による情報発信 通知による事業者への周知
県	地方税（県税）の不均一課税の実施 町と共催での事業者向け説明会の実施
農業協同組合	組合員への制度周知
商工会	会員への制度周知

7. 計画の目標

産業の振興は、町民生活の豊かさを高め、町の活気と発展を支える基盤となると同時に、定住化や雇用の確保を促進するうえでも重要であります。このため、豊かな自然環境との調和に重点を置き、地域資源を活かした産業の活性化を進めるとともに、新産業の振興や起業の促進を図りながら、第1次産業から第3次産業にわたって相乗効果のある活力ある地域産業づくりを目指します。

なお、本計画において租税特別措置が適用となる旧八竜町地域における目標を以下のとおりとします。

(1) 設備投資の活発化に関する目標（令和2年度～6年度）

新規設備投資件数 2件

(2) 雇用・人口に関する目標（令和2年度～6年度）

新規設備投資による新規雇用者数 10人

移住者数 5人

(3) 事業者向け周知に関する目標

①説明会の実施

県と連携し、年1回、事業者等向け半島税制の説明会を共催します。

②Web媒体等による情報発信

国土交通省が半島税制の資料や説明動画等を掲載しているWebサイトについて、町のホームページ等で紹介します。

また、年2回程度、町広報誌に記事を掲載します。

③事業者への直接通知

固定資産等に係る納税通知書等を送付する際に、半島税制の周知資料や申請関係書類を同封します。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する施策等については、町総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行います。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させるものとします。